

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 第1章・第2章〔略〕 第3章 保険給付（第4条 <u>第9条の2</u>） 第4章～第6章〔略〕 付則 <u>（一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る特例居宅介護サービス費等の額）</u> <u>第6条の2 法第49条の2の規定により読み替えられた同条各号に定める規定を適用する場合における第4条、第4条の2及び前条の規定の適用については、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。</u> <u>（特例特定入所者介護サービス費の額）</u> <u>第6条の3 法第51条の4第1項に規定する特例特定入所者介護サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について法第51条の3第2項第1号の食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額及び当該居住等に要した費用について同項第2号の居住費の基準費用額から居住費の負担限度額を控除した額の合計額とする。</u> <u>（一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る特例介護予防サービス費等の額）</u> <u>第8条の2 法第59条の2の規定により読み替えられた同条各号に定める規定を適用する場合における第7条及び第7条の2の規定の適用については、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。</u> <u>（特例特定入所者介護予防サービス費の額）</u> <u>第8条の3 法第61条の4第1項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について法第61条の3第2項第1号の食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額及び当該滞在に要した費用について同項第2号の滞在費の基準費用額から滞在費の負担限度額を控除した額の合計額とする。</u></p>	<p>目次 第1章・第2章〔略〕 第3章 保険給付（第4条 <u>第9条</u>） 第4章～第6章〔略〕 付則 〔新設〕 〔同左〕 <u>第6条の2</u> 〔同左〕 〔新設〕 〔同左〕 <u>第8条の2</u> 〔同左〕</p>

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第9条 法第50条第1項の規定により読み替えられた法第49条の2各号に定める規定に規定する区が定める割合は、100分の90を超え100分の100以下の範囲内において区長が別に定める。

2 法第50条第2項の規定により読み替えられた法第49条の2各号に定める規定に規定する区が定める割合は、100分の80を超え100分の100以下の範囲内において区長が別に定める。

(介護予防サービス費等の額の特例)

第9条の2 法第60条第1項の規定により読み替えられた法第59条の2各号に定める規定に規定する区が定める割合は、100分の90を超え100分の100以下の範囲内において区長が別に定める。

2 法第60条第2項の規定により読み替えられた法第59条の2各号に定める規定に規定する区が定める割合は、100分の80を超え100分の100以下の範囲内において区長が別に定める。

(保険料率)

第10条 [略]

2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、2万9,160円とする。

(居宅サービス費等の額の特例)

第9条 法第50条の規定により読み替えられた同条各号に定める規定に規定する区が定める割合は、100分の90を超え100分の100以下の範囲内において区長が別に定める。

2 法第60条の規定により読み替えられた同条各号に定める規定に規定する区が定める割合は、100分の90を超え100分の100以下の範囲内において区長が別に定める。

[新設]

[同左]

第10条 [略]

[新設]

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。ただし、第10条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の墨田区介護保険条例(以下「新条例」という。)第6条の2、第8条の2、第9条第2項及び第9条の2第2項の規定は、平成27年8月1日以後に行う保険給付から適用し、同日前に行われた保険給付については、なお従前の例による。

3 新条例第10条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。